

## 長野県がん対策推進企業等連携協定にかかわる取組



**企業名：** 長野県信用組合

### 令和5年度の取組内容

#### ・時効年次有給休暇制度

病気やケガの療養、家族の介護などの理由で、時効により消滅した年次有給休暇の取戻しができる制度です。

がんによる長期休職の場合……………過去5年分

がん以外の疾患による長期休職の場合……………過去3年分

家族の介護、看護による長期休職の場合……………過去1年分

#### ・私傷病特別休暇制度

年次有給休暇及び時効年次有給休暇を全て取得した後、更に病気の療養が必要な場合は、30日を限度として特別休暇を取得できる制度です。

#### ・がん検診（乳がん検診・子宮頸がん検診）への補助金支給

対象者：20歳以上の被保険者及び被扶養者

#### ・人間ドックの受診の補助金支給

対象者：30歳以上の職員及び扶養されている配偶者

※30・35・40・45・50歳の対象者は、全額を補助しています。

### 令和6年度の取組予定

令和5年度に準じます。